

ふらっと.come!

平成 21 年 11 月 30 日 第 11 号

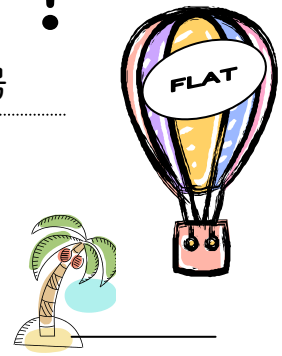
発行者 船橋福祉相談協議会 「ふらっと船橋」

〒273-0011 船橋市湊町 2-1-5 MIIビル 101R

TEL 047-495-6777 FAX 047-495-6776

HP <http://www1.ocn.ne.jp/~flatcome/>

Email flat-funabashi@key.ocn.ne.jp



今回のテーマは「地域の中に暮らしをつくる」

船橋福祉相談協議会会長 宮代隆治

標記を船橋福祉相談協議会今秋の講演会・シンポジウムのテーマとしました。都市部における過疎化、高齢化の問題がクローズアップされて来ました。この船橋においても出現しています。それは、新京成線沿いの公団住宅に顕著に見られる現象です。

実は、平成 15 年頃千葉県地域福祉支援計画を作成するとき、松戸市にある常盤平団地における独居老人の孤独死問題が大きな話題となりました。昭和 30 年代に作られた古い公団です。正に、戦後の高度経済成長を率先して担った働きバチ軍団が居住し、家庭を構え子どもたちを育て上げ、そして定年を迎えました。気が付けば、周囲の大半は同様の人たちばかり。つまりは、時の経過とともに高齢者の居住する地域となっていたのです。そこに近隣に繋がりをもたない高齢者の方々がお亡くなりになったとき、誰も気付かずずっと後になって亡骸が発見されるという、痛ましい事実が度々起きていました。人口流入があったり、出産があったり、町としては人口が増えていても地域によってはこのように過疎化、高齢化が始まっていたのです。

千葉大学 大学院工学研究科 助教 丁 志映(チョンジョン)先生たちは、シェア住宅の取り組みとして、高根台団地において高齢者と若者とがともに暮らすことの試みを、その建て替えのときに実践しました。団地の一棟の中に高齢者と若者(大学生など)が住まい、共有のスペースが用意され各種イベントなどで意図的に交流が図られ、そのことにより地域の活性化が図れないものか…。その延長線上に、新たなコミュニティ出現の可能性は…。

私たちは、障害福祉制度の中からは地域生活実現の糸口を見ていませんでした。こういう切り口からも、コミュニティの創造が考えられるのか。ならば、ここに障害のある人の参加はできないものか、その可能性は…。そこで丁先生の講演を基調に置いたのです。障害のある人もそうでない人もともに在ることのコミュニティ、その実現には柔軟で多様な発想と取り組みが要されるようです。

最近の支援で思うこと。」

船橋市役所 障害福祉課
相談支援係長 二野 史靖

みなさま、こんにちは、船橋市 障害福祉課 相談支援係長の二野と申します。
最近、障害のある親御さんから良く、「自分たちが亡くなった後、子供はどうなるのだろう。」との相談を受けます。
また、昨年度、障害者自立支援法が施行されてから、初めて「止むを得ない事由による措置」を行いました。件数としては、4件です。措置の理由は、いずれも、既に御両親が亡くなり、親類の支援も期待できなかつたためです。
この支援を通し、「親亡きあと」の問題点を認識しました。
第一点目は、親が亡くなったあと、誰が、支援するかという問題です。
親御さんは、親亡きあと、自分達と同じような支援（親代わり）を周りの支援者に期待しますが、それは、困難であると思います。
なぜなら、支援者が、親ほど、本人を理解していないということがあります。また、ご本人様が成人しているため、親と同程度に本人を諫めることが、難しいということもあります。
ご本人が成人の場合、本来、親であっても、ご本人の権利を制限することはできません。しかし、社会通念上、親であるということから、ある程度、本人の権利を制限することを、許容されている現状があります。
しかし、支援者は、親と同程度の権利の制限を行うことはできません。
第二点目は、自分のことは、自分で決める（自己決定）の問題です。これは、第一点目と関係するのですが、本人が希望したことを、どもまで受け入れるかという問題です。
自己決定が活着しているということの重要な要素である以上、それを制限するのは必要最小限にすべきです。しかし、制限の程度は、障害内容や本人をとりまく環境によって一概には決められない難しい問題だと思ひます。
以上のような問題を解決し、親亡きあと、ご本人が地域でいきいきと暮らすためには、如何なる支援が必要か皆で議論する必要があると強く感じました。



「ふらっと船橋」：年末年始の営業について

年末は 12月28日（月曜日）まで通常の業務を行います。

年始は 1月4日（月曜日）より通常の業務になります。

※ 12月29日～1月3日の間は転送及び留守番電話での対応とさせていただきます。

（事務所は閉まっております）